

# 相談センターニュース

## こんなとき、 ご相談ください

貸家を無断で転貸された  
滞納家賃を支払ってほしい  
敷金を返してくれない  
大家が賃料を受け取ってくれない  
裁判所から訴状が届いた  
借金の保証人を頼まれた  
英会話学校との契約を止めた  
高い額のサイト利用料を請求されている  
未公開株を買わされた  
購入した車が事故車だった  
車の修理代を請求したい  
お金を確実に返してもらえ  
るか心配だ  
マンション管理費を支払って  
もらえない  
隣の地主と境界について争  
いがある  
隣の犬に噛まれた  
相続人のひとりが行方不明  
である  
遺言を書きたい  
遺留分請求とはどういう請  
求？  
畑の名義がひいお爺さんの  
ままだ  
離婚した夫の厚生年金を半  
分もらえると聞いたことが  
あるが  
元夫に財産分与の請求をし  
たい  
会社をつくりたい  
会社の役員を変更したい  
売掛金を回収したい  
子供に会社の事業を譲りたい

054-289-3704

平日午後2時～5時

お気軽にお電話ください！  
司法書士を紹介しています

**Q** 父の遺産をすべて相続する代わりに母の面倒をみるはずの兄が約束を守りません。遺産分割協議を解除したいのですが。

相続人全員の合意により解除して改めて遺産分割協議をすることは認められていますが、母の面倒をみないことを理由に一部の相続人が一方的に解除することはできないと考えられています。

遺産分割協議は、その性質上、成立と同時に終了し、あとは成立した約束事を実行する義務だけが残ると考えられています。なぜなら、一部の相続人が約束を守らないことを理由に解除できるとなると、いつ解除されるかもしれない不安定な状態となるからです。

そういう意味では「商

品が届かないから売買契約を解除する」というような、一般の契約とは大きく性質が異なります。

例えば「遺産を取得する代わりに代償金を支払う」という協議が成立した場合、代償金が支払われない場合でも解除はできず、法的手続きによりその支払いを求めることができるにすぎません。

しかし、ご質問のように「母の面倒をみる」という行為は、法的手続きで強制できません。「兄弟仲良くする」などといった約束も同じです。

そこで、このような内容を含む遺産分割協議を

行う場合、「面倒をみない場合は本協議を解除する」という条件を明確に盛り込むことも考えられますが、このような条件は無効とする裁判例もあり、お勧めできません。

したがって、法的に強制できないことを協議事項として盛り込む場合、現実的には「約束を守らなかったら違約金を支払う」という条件をつけておくぐらいしか方法がありません。また、「母の面倒をみる」ことの解釈を巡って争いとなることもありますので、より明確な表現にしておく必要もあるでしょう。

**Q** 遺言は自由に書いてもよいですか？「エンディングノート」のようなものを活用することもできますか？

最近「終活」という言葉に接する機会が多くなり、その活動のひとつとして「エンディングノートの作成・活用」が提唱されています。

「終活」とは、人生の円熟期を迎えたベテランの皆さんが、これまでの人生を振り返り、誰もが迎えることになる死と正面から向き合い、残された人生をさらに充実したものにしようとする活動と理解されます。

そして、自分の家族や自分を支えてきてくれた人たちに人生の思い出を語り、最期を迎えるに際して伝えておきたいこと

(介護、延命、死後の連絡先等に関する希望、財産に関すること等)を書き込むのが「エンディングノート」です。

エンディングノートは自分の思いを自由に書けるという点で有意義なものですが、注意すべき点もあります。それは、「エンディングノート作成」＝「遺言作成」とは必ずしも言えないということです。遺言には満たすべき一定の要件があるからです。

民法には、遺言に関する一定の方式が定められており、ルールに従わずに作られたものは無効と

なってしまいます。たとえば、自筆証書による遺言の場合には、少なくとも全文・日付・氏名をご自身の手で書かなければならないなどの要件が定められています。

「堅苦しいなあ」と思われるかもしれませんが、遺言は遺産の分け方、子の認知など重要な法的効果を発生させる大事なものです。「大事なものだからこそ、いくつかの約束事が必要だ」とご理解ください。

エンディングノートと遺言の特徴を理解して、上手に使い分けをしましょう。

## 相談センターからのお知らせ！！

### ★ 任意後見 セミナー & 相談会

- 10月1日(水)  
13時30分～16時00分
- 【浜松会場】  
アクトシティ浜松研修交流センター/52 研修交流室
- 【静岡会場】  
静岡県司法書士会/会館
- 任意後見制度の活用に関するセミナーと、司法書士による個別の相談会。将来の財産管理に不安をお持ちの方、ぜひご参加を！

※ 無料/予約不要

### ★ 税理士会と合同の 相続・何でも相談会

- 10月11日(土)  
13時00分～17時00分
- 【浜松会場】  
浜松労政会館
- 【静岡会場】  
静岡県司法書士会/会館
- 【沼津会場】  
プラザヴェルデ
- 登記・調停・遺言・税務…  
相続のことなら何でもご相談ください。税理士と司法書士がペアで答えます！

※ 無料/予約不要

### ★ 女性のための 女性司法書士による 暴行・DV相談会

- 【電話相談】  
11月25日(火)～27日(木)  
10時00分～14時00分  
☎ 054-289-3704
- 【面談相談】  
11月28日(金)  
10時00分～16時00分  
女性会館あざれあ(静岡)
- いずれも、女性司法書士が対応する女性のための犯罪被害者相談会です！

※ 無料/面談のみ要予約  
ご予約は、県司法書士会まで  
☎ 054-289-3700

Q

施設入所した成年被後見人がかつて住んでいた住宅を売却して施設費に充てたいのですが、どうすればよいですか？

あなたが成年後見人に就任されており、成年被後見人に代わって住宅を売却したいとお考えなのですね。かつて住まわれていた住宅とのことで、これを売却するためには、あらかじめ裁判所の許可を得ておかなければなりません。許可を得ずに売却された場合は無効となりますので、ご注意ください。

成年後見人は、成年被後見人の財産を処分することについて包括的な代理権が与えられていますので、成年被後見人名義の不動産であっても、成年後見人の判断で売却で

きるのが原則です。

しかし、長年にわたり生活の拠点としてきた住宅を失うことは、成年被後見人の生活や精神状態に与える影響が大きいことから、ご質問のように施設に入所したまま帰宅の目途が立たないような状態だったとしても、裁判所の監督の下で売却の必要性を慎重に検討すべきとされているのです。

成年被後見人の可処分財産や生計維持費等を考慮し、預貯金の解約や住宅以外の不動産等の資産を処分してもなお、近い将来の生計の維持が困難である、建物の老朽化が

著しく倒壊の危険性を伴い、修繕するにも多額の経費を要する等の事情があれば、売却の必要性も認められるようです。

なお、許可を要するのは、①現に居住している不動産、②過去に生活の本拠だった不動産、③将来、居住する可能性のある不動産について、売却のほか、担保権の設定、将来の建築予定地の第三者への賃貸、アパートの解約、建物の取壊しなどが含まれます。

ご質問のケースは②に該当しますので、裁判所の許可なく売却することはできません。

相談センターニュースを発行して4年目に突入しました。

バックナンバーを眺めてみると、実に多くのテーマを取り上げてきたことに改めて気づかされます。

それだけ、司法書士の業務範囲が広がっているということですが、その一方で、私たちが相談者や依頼者の皆さんに負うべき責任の重さも痛感します。

皆さんの期待と信頼に応え続けられるよう、日々前進を目指して相談業務に取り組んで参ります！！

## 司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内

【電話相談】 月曜日～金曜日 14時～17時  
☎ 054-289-3704

※ 毎週火曜日は成年後見制度に関する専門の相談員を配備しておりますので、ご活用ください！

【面談相談】

〈静岡会場〉静岡県司法書士会館	月曜日～金曜日	14時～17時
〈浜松会場〉浜松市福祉交流センター	毎週木曜日	14時～17時
〈三島会場〉三島商工会議所	毎週火曜日	14時～17時
〈下田会場〉下田商工会議所	毎月第3金曜日	13時～16時
〈細江会場〉浜松市北区役所	毎月第1水曜日	13時～16時
〈天竜会場〉浜松市天竜区役所	毎月第1水曜日	13時～16時

※ 各会場とも予約制となっております。

お問合せ・ご予約はこちらへ ☎ 054-289-3700

相続登記 / 遺産分割調停の申立て / 遺言の作成 / 不動産の名義変更 / 会社の登記手続きや株式の管理 / 成年後見の利用 / 金銭トラブル / 賃貸住宅をめぐるトラブル / 損害賠償請求 / 多重債務相談 などに対応いたします！

ご相談は無料です！